

## 天王寺区役所情報発信・企画編集委員会設置要綱

### (設置)

第1条 天王寺区役所における施策・事業に関する情報を、区広報紙、区ホームページ、テレビモニタ等の様々な媒体を的確に活用して迅速かつ効果的に発信するため、天王寺区役所に情報発信・企画編集委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (構成等)

第2条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 企画総務課長
- (2) 幹 事 事業戦略担当課長  
市民協働課長  
区民の声集約担当課長代理
- (3) 編集長 事業戦略室担当係長（広聴広報グループ）
- (4) 委 員 各担当の庶務担当係長及び区長が指名する職員

### (委員会の開催及び審議事項)

第3条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の審議事項は、次のとおりとする

- (1) 情報発信計画の策定
  - ・発信・掲載予定情報(年間)の検討・決定
- (2) 情報発信内容の作成基準及び掲載基準の決定
- (3) 既発信情報のアーカイブ化の検討・決定
- (4) その他情報発信についての重要事項の検討・決定

### (幹事会)

第4条 委員会の審議事項の事前の協議・調整を行うため、委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、委員長、幹事、編集長及び委員長が指名する委員で構成する。

3 幹事会は、委員長が招集する。

### (企画編集会議)

第5条 委員会に企画編集会議を置く。

2 企画編集会議は、編集長及び委員で構成する。

3 企画編集会議の審議事項は、次のとおりとする。

(1) 情報発信に係る企画立案

- ・広報紙のデザイン、構成
- ・ホームページのデザイン、構成
- ・モニター画面のデザイン、構成
- ・その他

(2) 発信情報の収集・作成・編集

- ・掲載記事のソースとなる情報の収集
- ・広報紙、ホームページ、テレビモニターの作成・編集・校正
- ・掲載記事の選択（広報紙トップページの検討含む。）

(3) 実施済行事等の報告情報の作成・編集

- ・広報紙、ホームページ、テレビモニター等への報告記事の作成・編集・校正

(4) 既発信情報のアーカイブ収納

4 企画編集会議は、編集長が招集する。

(委員の任務)

第6条 委員は、委員会、幹事会及び企画編集会議の審議に参画するほか、各担当の所掌事務に係る情報の発信に関し、発信内容のチェックその他情報の迅速かつ効果的な発信のために必要な業務を行う。

(事務局)

第7条 委員会の事務局を、事業戦略室（広聴広報グループ）に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項については、委員会において決定する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。